

京都市告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年2月26日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社金の窓	居宅介護，重度 訪問介護，同行 援護	ヘルパーステー ションこころ 2610281095	京都市上京区滝 ヶ鼻町1006 -28	平成31年2月 19日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)